

生産性向上伴走支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、介護施設での業務効率化や職場環境改善を図るために、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（以下、加算（Ⅰ）という）の取得を目指す介護サービス事業者に対して、加算（Ⅰ）の取得のために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 本補助金は、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の取得のために必要な経費を対象とし、基準額及び対象となる経費は別表1のとおりとする。なお、職員の人件費は本補助金の対象としない。

(補助要件等)

第3条 本事業の補助を受ける介護サービス事業者は、次に掲げる（1）～（3）を満たすことを補助要件とする。

（1）介護保険法に基づき以下の介護施設の指定又は許可を受けていること。

- ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護

（2）第4条第1項（1）の介護施設が、埼玉県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在していること。

（3）第4条第1項（1）及び（2）に該当する介護施設において、令和9年4月までの加算（Ⅰ）取得を目指すこと。

(補助額等)

第4条 この補助金の交付額は、1施設につき、別表1の第2欄に掲げる経費の実支出額合計の5分の4又は同表第1欄に掲げる基準額のいずれか低い額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条第1項（1）～（3）のいずれも満たす介護サービス事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合は役

員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められる場合。

(事業実施にあたっての留意事項)

第6条 本事業の実施にあたっては、以下に掲げる事項に留意すること。

- (1) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。
- (2) 交付決定前に導入したものに係る費用は補助の対象外とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- (1) 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。
- (2) 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- (3) 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

ア 経費所要額調書(様式第1号別紙1)

イ 事業計画書(様式第1号別紙2)

ウ 見積書の写し

エ 導入する機器のカタログ等

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。ただし、知事が認める場合はその限りではない。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第5号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

（交付の方法）

第10条 知事はこの補助金について、必要と認めるときは概算払いにより行うことができるものとする。

（状況報告）

第11条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況につい

て、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 経費所要額精算書(様式第6号別紙1)

(2) 生産性向上推進体制加算(I)取得状況調書(様式第6号別紙2)

(3) 補助対象事業に係る契約書等の写し

(4) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し

(5) 加算(I)取得に係る介護給付費算定に係る体制等届出書一式の写し(提出済みの場合)

(6) 加算(I)取得見込状況調書(様式第6号別紙3)(体制等届出書未提出の場合)

(7) 入札結果報告書(入札を実施した場合)

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費
定員 1 名あたり 304,000 円	<ul style="list-style-type: none">・介護テクノロジーの導入に係る経費・Wi-Fi 環境整備に係る経費・端末の購入に係る経費・介護助手の募集経費・その他知事が必要と認める経費

様式第1号（第7条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

下記により令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書（様式第1号別紙2）
- (3) 見積書の写し
- (4) 導入する機器のカタログ等

様式第2号（第8条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 交付決定通知書

令和 第 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことと決定したので、通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第9条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 事業変更承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金について、事業の変更の承認を受けたいので生産性向上伴走支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 変更後交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書（様式第1号別紙2）
- (3) 見積書の写し
- (4) 導入する機器のカタログ等

様式第5号（第9条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので生産性向上伴走支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の時期

様式第6号（第12条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金事業が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 添付書類

- (1) 経費所要額精算書（様式第6号別紙1）
- (2) 生産性向上推進体制加算（I）取得状況調書（様式第6号別紙2）
- (3) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (4) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (5) 生産性向上推進体制加算（I）取得に係る介護給付費算定に係る体制等届出書一式の写し（提出済みの場合）
- (6) 加算（I）取得見込状況調書（様式第6号別紙3）（体制等届出書未提出の場合）
- (7) 入札結果報告書（入札を実施した場合）

様式第7号（第13条関係）

令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金 交付確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金については、令和 年 月 日付け実績報告に基づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |

(宛先)

埼玉県知事

法人所在地

法人名

代表者

役職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高福第 号で交付決定を受けた令和 年度生産性向上伴走支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳等